

ノート型パソコンの賃貸借に係る仕様書

奈良県総務部総務厚生センター

1 調達目的

本仕様書はノート型パソコンの導入について、必要な仕様を定める。

2 調達の概要

(1) 件名

ノート型パソコンの賃貸借

(2) 借入期間

令和5年8月1日から令和7年9月30日（26ヶ月）

(3) 調達内容

ノート型パソコン及びソフトウェア一式 18台

保守サポート 26ヶ月

(4) 納入場所

奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県総務部総務厚生センター

3 機器等の仕様

- (1) ノート型パソコン及びソフトウェア一式について以下の仕様を満たす機器を納入すること。

項目	仕様
オペレーティングシステム (OS)	Microsoft社製Windows10 Professional (64bit) 日本語版 ※Windows10のバージョンは、最新版とする。 ※Windows11のアップグレード権を有すること。
CPU	Intel社製Core i5-10210U 1.60GHz 相当以上
トランスレッドプラットフォームモジュール(TPM)	モジュールバージョン2.0以上
メインメモリ	8GB以上
内蔵SSD	128GB以上
LAN接続装置	1000BASE-T/100BASE-TX対応 RJ-45コネクタ対応
インターフェース	USB3.0 1ポート以上
ディスプレイ装置	15型以上17型未満 TFT液晶以上 WXGA表示以上
キーボード	日本語対応（JIS配列準拠）
電源等	商用電源100V対応 内蔵バッテリーを使用しなくても外部電源のみで動作すること。
無線通信	無線通信機能無し、もしくは機能を無効化できるもの
セキュリティ対策ソフト (1年分)	ウィルスバスターコーポレートエディションPlus ※奈良県の顧客番号で購入すること

Webブラウザ	Microsoft Edge（最新版）
SKYSEA（借入期間分）	SKYSEA ClientViewクライアントライセンス ※奈良県の顧客番号で購入すること
CAL	WindowsServer2022CAL ※WindowsデバイスCALとすること
MicrosoftOffice （借入期間分）	MicrosoftOffice2021 Professional（日本語版） ※Outlookは機能停止のための設定を行うこと
Adobe Acrobat Reader	Adobe Acrobat Reader DC
ジャストシステム	一太郎ビューア

- （２）ノート型パソコンは、本県が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
- （３）各調達機器はそれぞれ同一製造メーカ、同一機種、同一品質であること。（なお内部のメモリやＳＳＤなどの部品においても同様に同一型番であること）
- （４）機器は、公示日以降において製品カタログ等に記載されており、かつ、製造を行っているもので未使用のものであること。
- （５）ノート型パソコン本体の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
- （６）調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル、技術資料等は、必要部数を提供すること。
- （７）ハードディスクの最初のドライブ名はＣドライブであること。

４ 機器等の搬入及び調整について

- （１）借入期間開始日までに機器等を搬入すること。
- （２）機器等の納品にあたっては、搬入及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること。
- （３）機器及び指定するソフトウェアが全て問題無く動作することを確認すること。
ただし、セキュリティ対策ソフト及びSKYSEAは奈良県で導入する。
- （４）機器等の搬入後の空き箱、梱包材等は県が指示するものを除き処分すること。
- （５）Bluetooth、赤外線通信ポート、無線LAN、カードリーダー等、県が不必要とするデバイスについては、機能停止のための設定を行うこと。
- （６）管理者、標準ユーザーの２種類を設定すること。

５ 保守について

- （１）保守費用については機器等一式の調達費用に含むこと。
- （２）保守の対象は、ノート型パソコン及びソフトウェア一式とする。
- （３）保守期間は契約期間とする。

- (4) 保守業務は、業者に委託して行うことができる。ただし、対応窓口は一元化し、県に届け出ること。
- (5) 保守対応は翌日訪問修理相当以上（祝日を除く月曜日から金曜日（ただし、12月29日～1月3日を除く）の8:30～17:15）とする。
- (6) 保守完了後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面を提出すること。
- (7) 現地にて、故障原因の分析を行うこと。なお、分類は以下の2種類とする。
 - 1. 故障原因が通常の使用によるもの（保守の範囲内として無償修理）
 - 2. 故障原因が故意、過失及び通常の使用によらないもの（保守範囲外とし、別途請求すること）
- (8) 故障したSSDについて修理不能となって廃棄する場合は、データが復元不可能となるように物理破壊またはデータ削除ソフトウェア等により完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を提出すること。

6 借入期間終了後の措置

- (1) 借入期間終了後は、機器等を撤去回収するものとし、その費用も負担すること。
- (2) 機器等に保存されたデータが復元不可能となるように物理破壊またはデータ削除ソフトウェア等により完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を提出すること。
- (3) 物品については、リース満了後、全部又は一部について、再リース又は購入を行う可能性がある。